

平成18年3月31日

平成17年度総合評価（行政相談）の結果

総務省においては、平成14年度から行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づいて政策評価に取り組んでいるところです。

今般、「総務省が平成17年度に行う事後評価及び施策の実施状況の検証の実施に関する計画」（平成17年3月30日総務省訓令第12号）に基づき、行政相談に関して総合評価方式（注）による評価を実施し、その結果をとりまとめましたので、公表します。

（注） 総合評価方式とは、政策の決定から一定期間を経過した後に、特定のテーマについて様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式です。

総務省では、平成15年度に「総務省の政策の協働促進」を対象に評価を行っており、今回の行政相談に関する総合評価は2回目のものとなります。

（別添資料）

[「平成17年度総合評価書要旨（行政相談に関する総合評価結果要旨）」](#)

[「平成17年度総合評価書（行政相談に関する総合評価結果）」](#)

（参考） [総務省が平成17年度に行う事後評価及び施策の実施状況の検証の実施に関する計画](#)（平成17年3月30日総務省訓令第12号）

担当 大臣官房政策評価広報課 今井課長補佐 吉澤評価専門職 電話：（代表）03-5253-5111（内線1516） （直通）03-5253-5166 FAX：03-5253-5173
--

